

■ 第6回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和3年12月24日（金）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

4階共用会議室A

(事務局)

ただいまから第6回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数について報告いたします。本日は、公益者側の鈴木委員が所用により欠席されておりますけれども、最低賃金審議会令第5条第2項により本審議会は成立しております。

なお、本日の審議会は公開となっております。以後の議事進行については、永井会長からお願いします。

(会 長)

遅くなつてすみませんでした。それでは、議事に入ります。議題の「新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無について」の審議に入ります。

この件につきましては、8月24日開催の第4回本審議会におきまして、検討小委員会を設置して、そこに付託するということにいたしました。その小委員会における検討結果について、報告をいただきたいと思います。

(二岸委員長)

お手元に報告書はございますか。報告書がありますので、簡単に報告させていただきます。2ページ目にありますような審議の経過を辿りました。簡単にお話ししますと、8月23日、9月29日、10月20日、11月30日の4回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりましたが、労使の隔たりは大きく、合意には至りませんでした。

その結果、1ページにありますとおり、改正の必要性ありとすることはできないとの結論に達しましたので、報告いたします。

(室 長)

私の方からは労使の主張についての要旨を説明させていただきます。お手元の資料の2番、労働者代表委員の主張及び関係労働者意見の要旨ということで、まず、労働者側が訴えたのは人手不足ということで1点目。各種商品小売業を含む小売業全体においては、従事する労働者は多く、雇用の担い手としての役割が大きい中、長期化するコロナ禍で人手不足と、働き手の確保が大きな課題となっています。今後も雇用の受け皿として、県最低

賃金以上の賃金の引き上げを行うことで、既存労働者の雇用の確保、また優秀な人材確保ができ、人材不足の解消につながる考えています。

2点目としては産業における課題ということで、これは厚生労働本省における賃金構造基本統計調査を見ても、小売業の賃金水準については他業種に比べて非常に低位の状況にある。しかしながら、2021年度8月版の都道府県別の「パート・アルバイト募集時平均時給」によると販売サービス業は現状の各種商品小売業の最低賃金842円よりも108円上回り、950円となっていて新たな人材を確保するためには必要最低限の金額であるということです。この金額を出すことが可能であるなら、賃金改正を理解していただきたいとのことです。

最後になりますが、各種商品小売業に携わる労働者はエッセンシャルワーカーとして地域住民の生活を支える役割を果たし、各種商品小売業特定最低賃金はスーパーマーケット、コンビニ、ホームセンター、ドラッグストア等、その他の小売業全体に対しても多大な影響力を持っており、県内で働く多くの労働者の生活不安打開のメッセージにするため、金額の改正審議の必要性を検討していただきたいということです。

続きまして、3点目、11月30日に再主張した要旨となっております。ア、使用者代表の主張に対する受け止めということで、使用者代表委員の主張としては、「公正競争ケース」での申出の場合、「不当な賃金の切り下げにより公正な競争が妨げられているか」という論点でございまして、賃金の切り下げが行われていないのであれば、検討する余地もないという考え方を主張いたしました。

続きまして、イ、企業の枠を超えた公正競争のための特定最低賃金ということで、特定最賃は、労使のイニシアチブを發揮することを前提とし、産業別・職業別に事業の公正な競争条件を賃金で担保するとともに、「未組織労働者」を含めた労働条件の向上を図るための手段として、団体交渉を補完・代替する役割を果たしている。

公正競争をより高いレベルで確保し、底上げを図っていくことは労働者の働きがい、誇りを高め、産業と企業の健全な発展へつながり、産業を発展させるものとされております。このように、産業内で改善に向けて、同業種の労使が同じ方向に向かって取組むことは、より魅力ある産業の発展につながり、その産業が発展することは、特に近年の労働者不足においては、経営資源の一つである人財（材）を確保する有効な手段ともなりえるとしています。

続きまして、ウ、特定最低賃金の必要性ということで、現状としてはまだマンパワーが必要な状況である。UAゼンセンが実施したアンケート調査では、就職志望の大学生の約45パーセントが小売業を志望しないという現状で、理由としては、「休暇が取れない」、

「残業時間が多い」、「勤務時間が長い」ということが挙げられている。産業を支えている労働力はパートタイマー・アルバイトなどが中心となり、正社員と同様に業務に対する責任を担うような現状である。

魅力ある産業として捉えてもらうために、労働環境の改善が必要であり、特定最低賃金の引き上げは必須である。これまでも特定最低賃金の場で、労使は真摯な交渉を重ね、特定最低賃金の引き上げにつなげ、未組織労働者に波及させてきた流通業は、自然災害やコロナの中でライフラインとしての役割も果たし、小売業の発展に向けて労使が話し合って前に進めていくべきである。そのためには、「不当な賃金の切り下げが行われているのか」だけではなく、現在の状況を見据えたうえでの必要性のある賃金の底上げを検討することで、そこで既存労働者の勤労意欲の向上、優秀な人材確保、雇用の安定などに結びつき、今後の企業の発展、またそこで働く労働者の生活向上になるように取り組んでいくべきであるということです。

(4) 関係労働者からの意見陳述ということで、文書だけでなく、その場で意見を述べていただきました。この内容については若干時間の関係もありまして割愛させていただきます。

続きまして、7ページ使用者代表委員の主張の要旨ということで、各種商品小売業の特定最低賃金の改正の申出が「公正競争ケース」によるものであるとして、以下の主張をされました。

「公正競争ケース」に基づく特定最低賃金の議論については、平成4年5月15日の検討小委員会報告、平成10年の全員協議会報告によれば、特定最低賃金の論点は、「賃金の不当な切り下げにより公正競争が妨げられているか」という点であり、検討小委員会も含め、当審議会においては、これにより議論が進められているものと考えている。

当検討小委員会の議論については、労働者側代表委員が挙げる人材の確保や賃金の問題は各種商品小売業に限ったものではなく、例えばコロナ禍の長期化により労働環境の厳しさや感染リスクが高止まりしている医療・サービス関連、売り上げの回復が見られない飲食・宿泊関連の業種に関しても、それぞれ特有の深刻な課題を抱えている業種もある。

各種商品小売業より賃金水準が低位にある業種は、労働組合の組織率が低く申出の要件が満たせないことがあるのではないかと思われる。本年もすでに地域別最低賃金の引き上げがなされ、すべての働く人に等しく適用されておりますが、昭和56年7月29日の答申において「地域のすべての労働者に適用される最低賃金である地域別最低賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実効性をもつようになってきた」ということから、特定最低賃金については「労働協約ケース」と「公正競争ケース」のみ限定的に設けられてい

ることになり、検討小委員会もこの制度の趣旨に則り真摯に議論を行わなければならぬという考え方でございます。

また仮に、申出があった業種の個別の事情を取り上げ、改正等の必要性を認めた場合、①地域別最低賃金の意義を失わせる、②申出に至らない業種との間で公平性が確保できず格差が発生・拡大する、③委員が制度内容を理解していない、誤った解釈をしている、あるいは制度内容を逸脱し当事者の都合のいいように物事を決めていると受け止められるといった懸念がある。

使用者代表委員としては、このように当審議会の審議が不適切なものとなり、ひいては当審議会に対する社会の信頼が失われることになりかねないような議論にくみすることはできない。労働者代表委員から「『不当な賃金切り下げが行われているか』については、法令を遵守している以上、ほとんどありえないと思われる」との見解や、労働者側関係者から「不当な賃金切り下げが行われているとは承知していない」旨の表明がありましたが、使用者代表委員としても認識は一致している。「公正競争を妨げる不当な賃金の切り下げは行われていない」という労使の基本的な認識が一致していることから、双方とも「改正の必要性なし」との結論となるのが適切なあり方と考えるということです。

続きまして、3番になりますが、これは先ほどの労働者の意見陳述に対する反論という形の見解になります。労働者側も割愛させていただきましたが、この部分も割愛させていただきます。以上となります。

(会長)

関係検討委員の皆様、長時間にわたりまして大変熱心にご検討をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

ただいまの報告に対しましてご質問・ご意見はございますか。

(木南委員)

ご質問いたします。報告書の内容としては結論として、「全会一致に至らないので必要ありとするすることはできない」とありますが、このあと具体的に答申文としては、どのようになる予定なのか、現時点では決まっていれば、まずお教えいただきたいと思います。

(室長)

今現在、事務局として考えているのが、「全会一致に至らず必要性ありとの結論に達しえなかつた」という考え方としております。

(木南委員)

ありがとうございました。ただいまありましたように、全会一致に至らず必要性ありとの結論に至らなかつたという場合に、本審議会においては最低賃金法第15条2項に基づい

て、今回のこの小売りの特定最低賃金について、最低賃金審議会に対し、局長が調査・審議を行うかどうか、すなわち諮問を行うべきかどうかということについて審議してきたということだと思います。

ただいまありましたような答申案が仮に答申されたとすると、もちろんそのあと局長のほうで、その答申を具体的なものを検討したうえで諮問の有無については判断されるということだと思いますが、通例はどのような結論になるのでしょうか。諮問をしないということですか。

(事務局)

もちろん小委員会で必要性をご審議いただきましたので、その意見は尊重させていくことになろうかと思います。

(木南委員)

分かりました。もう1点質問がございます。私、他の自動車などの専門部会の委員もしております。専門部会においては、委員または委員会において、事務局としては「年内発効を目指すべく審議を迅速に進められたい」ということを公式、非公式を問わず働きかけを行ってきたということは、私だけではなく、ほかの委員の方もご存じのとおりだと思います。今回、8月に小委員会を設置しまして、4か月あまりに渡って、ある意味、慎重に審議されたということは、それはそれで非常に感謝するところではあります、一方で、仮に今回、改正決定することを必要と認めるという結論に仮に至ったとしても、もはや年内発効は無理なわけですよね。このように、委員会の審議が非常に遅れてしまったということは、どの辺りに理由があるのかについて、ご説明願いたいと思います。

(事務局)

小委員会での検討というものが今回、4回にも及びましたことにつきましては、小委員会にご参加いただきました委員、また事務局といたしましても、当然に年内発効ということは目指していたところではございますけれども、議題の重要性ということに鑑みまして、審議を尽くす必要性があったということから、今申し上げましたように小委員会が4回にも及んだということがございました。

その間、委員の皆様方のスケジュールなど調整をさせていただいたうえ、小委員会の運営ということに努めさせていただきましたが、このような遅い日程になったということに関しましては、事務局の不手際もございましたことはお詫びを申し上げます。そうした事情がありましたということにつきましては、ご理解を願いたいと思います。

(木南委員)

年内発効を目指しつつも、慎重に審議した結果、ずれ込んでしまったという理解をして

おきます。

この件につきまして、私の意見を申し述べたいと思います。特定最低賃金については、その決定または改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置くということになっております。その専門部会においては、全体としての労使双方の代表ではなく、関係する労使の代表が参加して専門部会を開き、その専門部会において従来のイニシアチブを發揮し、全会一致でまとめて、新潟においてはそんなこともまとめてきたところであります。先ほど話が出ましたように、今回、このまま答申ということになりますと、通例であれば、それを尊重して専門部会を開かないと。専門部会を開くことなく、今回は改正決定をしないという決定がなされるということになろうかと思います。

私が思いますに、特定最低賃金は関係労使の双方が参加したうえで、本来であれば決定、改正すべきことだと思います。ですので、本来であれば私は今回についても必要性、改定決定することを必要と認めるとしたうえで専門部会を開いて、そこで据え置きなら据え置きという決定をするべきだと考えております。

ただ、先ほど話が出ましたように、小委員会の報告としては、全会一致に至らないで必要性ありとするすることはできないということについて小委員会の公益委員、使用者委員、労働者委員の三方が反対しなかったということですので、私は今回の採決においては、あえて反対はしませんし、棄権もしません。異議を申し立てるつもりはございません。今回はこれでやむをえないと思います。

ただ、これが前例となりますと、今後、電気、自動車など、同じような事態にもなりかねないと思いますので、私は今後、同じような必要性についての審議が求められたときは、もちろん小委員会で慎重に審議したうえ、それを検討したうえで判断することになりますが、今回話がありましたような結論は本来望ましくないと思いますので、今後は反対する、あるいは棄権するという可能性もございますので、そこはお含みおきいただきたいと思います。今回は反対しませんということでございます。

(会長)

いろいろ問題もあるうかと思いますけれども、今、おっしゃっていただきましたご意見は来年度以降、そういうことを考えながら進めていく必要があるうかと思います。

ほかに、何かご質問、ご意見ございますか。

(桑原委員)

小委員会の報告をいただいたところなのですけれども、この答申も含めて最終的には採決を行うのでしょうか。

(会長)

採決を求める声があれば採決をいたします。異議がなければ全会一致として、採決まではしないということですけれども、求められれば、それは必要性があろうかと思っています。

(徳武委員)

私からも特定最賃の改正の必要性審議に関してご発言させていただきたいと思います。先ほど木南委員からもいろいろお話があり小委員会の報告の中にもございましたけれども、このたびの小委員会でも私ども説明させていただいたとおり、公正競争ケースの最低賃金、これは公正競争の確保のために設けられているものでございます。したがいまして、賃金の引き下げにより公正な競争が阻害されているかどうかという点であると思っています。

したがいまして、公正競争ケースの特定最低賃金の改正の必要性の審議に当たりましては、この点について十分審議が行われ、判断されるべきだと考えております。これを踏まえまして、労働者代表委員に公正競争ケースの特定最低賃金の改正の申出をされる際には、審議会の審議が適切かつ効率的に行われるよう、この点について疎明する客観的、具体的な資料の説明をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(会長)

いろいろご意見が出てまいりました。小委員会でも、いろいろとそういった問題を含めまして検討してきたところでございます。今年度につきましては、こういった結論に達しておりますけれども、今後も検討が必要かと考えております。

ほかに、何かご質問・ご意見ございますか。

それでは、ただいま報告がありました「新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性について」報告のとおり、本審議会の結論とし、その旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。それでは、答申いたします。

事務局、答申文を準備してください。

(配付)

皆様のお手元に届きましたでしょうか。それでは、答申文を事務局から読み上げていただきます。

(指導官)

令和3年12月24日 新潟労働局長 岩瀬信也殿

新潟地方最低賃金審議会会長 永井雅人

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和 3 年 7 月 27 日付けをもって、最低賃金法第 21 条の規定に基づき、貴職から諮問のあった表記、最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達しえなかつた。

以上です。

(会 長)

ただいま読み上げましたとおり答申いたします。

よろしくお願ひします。

(労働局長)

ありがとうございます。

一言だけ。いただいた答申を踏まえまして、私として本日議題の特定最低賃金につきまして判断したいと思います。どうもありがとうございました。

(会 長)

議事はすべて終了いたしましたが、ほかに何かご意見等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議事がすべて終了しました。議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは徳武委員を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

永井会長どうもありがとうございました。令和 3 年の最後の審議会となります。最後に、岩瀬局長から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

(労働局長)

年末の本審開催にあたりまして、事務局を代表して一言御礼申し上げたいと思います。5 月 1 日の委員御就任以来、コロナ禍でもあり、それぞれご多用中にもあることにかかわらず、新潟県最低賃金の改正につきまして、これまで真摯にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。お陰様で新潟県最低賃金は 10 月 1 日から 859 円となり、また特定最低賃金も電子部品・デバイス等は明日 25 日から、それから自動車等小売業も月末には 936 円と改正・施行されるところでございます。

途中、事務局では重要なデータの集計誤りが判明するなど、大変ご迷惑をおかけしましたが、会長をはじめ委員の皆様にご対応いただきまして、これまで予定しておりました本

年度の改正・審議をひとまず終えることができたと考えているところでございます。

そして、先ほど申し上げました最低賃金額も、後に掲げてございますけれども会長、会長代理、また労使代表の委員のご協力をいただき、恒例のポスターコンテストを行って決めさせていただきました。来年から県内各地に掲示をさせていただきます。

また、中小企業を対象として企業内最低賃金額を引き上げた際に対象となる業務改善助成金でございますけれども、各方面にご協力いただきながら周知に努めてまいりました。

昨日まで県内 59 件の申請があったところでございます。全国 3,000 から見れば、まだまだ少ないのですけれども例年よりは大変増加しているところでございます。ご利用いただいていると考えているところでございます。

私どもといたしましては、引き続きご審議いただいた最低賃金の円滑な施行に向けて、必要な支援策を含めた周知、そして支援の実施を行うとともに、今後の履行の確保につきましても図ってまいりたいと考えているところでございますので、来年もご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

本年度、ここまで大変お世話になりました。皆様に御礼申し上げたく、お時間をいただきました。本当にありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、第 6 回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。ありがとうございました。